

不二速報

発行日 2012年11月22日

第5号 「退職手当法一部改正および55歳超昇給抑制の状況と団体交渉等での要求趣旨」号



退職手当法一部改正および 55歳超昇給抑制の状況と 団体交渉等での要求趣旨について

組合は10月11日、第4回団体交渉の申し入れを行いました。現在、12月中旬交渉実施で日程調整中です。

今号では、1.「国家公務員給与臨時特例法」への対応について、2.「国家公務員の退職手当削減」への静岡大学の対応について、3.「人事院勧告の50歳代の昇給・昇格制度の改正」への対応についての3点における現在の状況および要求趣旨をお知らせいたします。



1. 「国家公務員給与臨時特例法」への対応について

今回の賃下げにあたっては、政府からの要請があったこと、運営費交付金の減額の恐れがあることのみを根拠とした不利益変更の必要性についての合理的な説明もなく、復興財源であることを名目にして、その財源を給与削減でのみ捻出することへの問題提起がなされました。本学では、3回の団体交渉と2回の事務折衝を行い、不十分ながらも削減幅を圧縮（教授の月例給 9.77%→6.2%、期末勤勉 9.77%→2.4%）した提案がなされました。これは、4～6月の月例給と夏季勤勉手当分、地域調整手当1%上乗せ分、期末手当10%上乗せ分から算出された名目的な圧縮率であり、実際の給与上の削減率は、7月以降、教授が月例給8.3%、期末勤勉手当4.6%となります。なおこの間、東京大学と京都大学で減額率約1.0～4.3%の圧縮となっています。これまでの交渉で大学から提案された内容ではH24年度の削減では、「大学4億、教職員給与3億」の負担であり、H25年度では、「大学2.5億、教職員4.5億円」の負担であったが、大学の負担額に大きな開きがあることについての合理的な説明を求めます。ちなみに、東京大学と京都大学では削減率約1.0～4.3%とかなりの圧縮となっています。これまで大学から提案された内容では負担約7億のうち、H24年度の削減では、「大学4億、教職員給与3億」の負担であり、H25年度では、「大学2.5億、教職員4.5億円」と大学の負担額に大きな開きがあることについての合理的な説明を求めます。

< 妥結した大学（例） >

愛知教育大（8月1日実施、削減率の圧縮 2.77～6.77%、地域手当12年度のみ1%増）山梨大（9月1日実施、削減率の圧縮 0.77～5.77%）

静岡大学教職員組合
<http://www.jade.dti.ne.jp/~suu/>

静岡：
〒422-8529
静岡市駿河区大谷 836

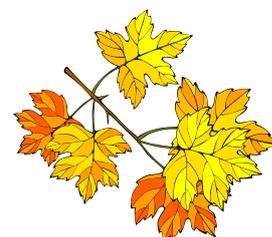
TEL/FAX:
054(236)0173 (直)
2790 (内線)

E-mail
suu@jade.dti.ne.jp

浜松：
〒432-8561
浜松市中区城北三丁目 5-1

TEL/FAX:
053(475)9035 (直)
3910 (内線)

E-mail
suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp



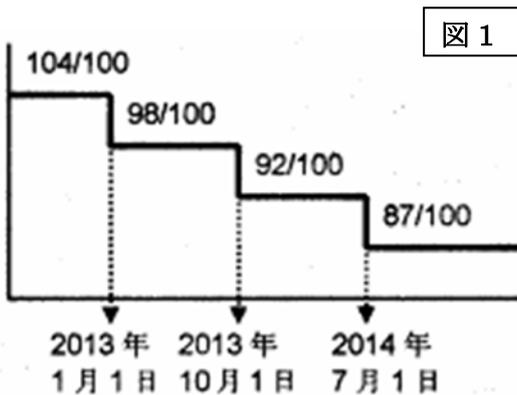
目次：	
退職手当法一部改正 および 55 歳超昇給 抑制の状況と団体交 渉等での要求趣旨	1～3
全大教全国教研報告	3
教職員の給与改定 (お知らせ) に関す る疑義について	4

2. 「国家公務員の退職手当削減」への静岡大学の対応について

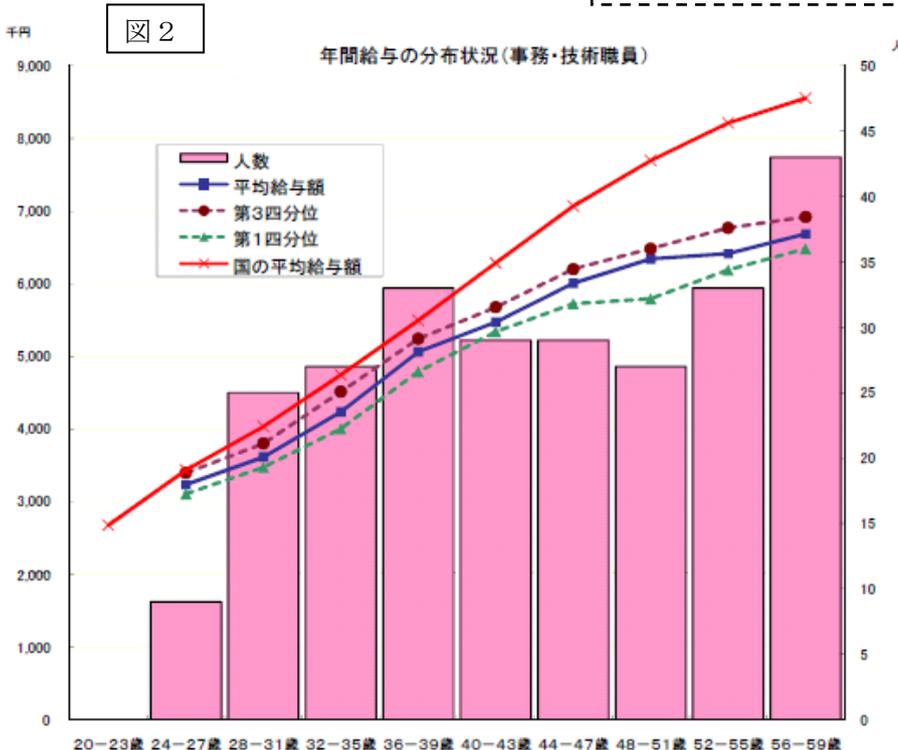
内閣は、8月7日の閣議決定で、国家公務員の退職手当を段階的に引き下げ、2014年7月には、現行の84%にすることとし、国立大学法人についても、これに準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う、としています。これまで団体交渉において当局側が持ち出す根拠は、独立行政法人通則法第63条3項の「給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。」との規定です。そもそも国立大学法人職員の給与は国家公務員よりも安い（ラスパイレス指数、平均87%、静岡大84%）のですから、当然、生涯賃金で算定される退職金もラスパイレス指数と同率に国家公務員よりも低いことになります。「社会一般の情勢」という視点からすれば、労働契約法の「不利益変更が許される場合」には該当しないと言えます。

政府は8月7日、官民格差の解消等を図るため、国家公務員の退職手当を平均402.6万円引き下げる法案を国会に提出すると閣議決定を強行しました。国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律は、11月16日に成立しました。

退職手当の段階的引き下げ措置（調整率の推移）



今回の引き下げは、退職手当法で設けられている「調整率」を、現行の104/100から段階的に87/100まで引き下げるものです（図1）。ここで問題なのは、退職手当の性格位置づけにかかわるルールの問題です。退職手当は「賃金の後払い」であり労働条件であることから、そう変更にあたっては労使合意が前提です。また、退職手当には、公務員給与の決定要素にある「情勢適応の原則」がなく、仮に官民均衡を絶対視する場合でも図2のように、静岡大学の給与は国家公務員よりも安い（ラスパイレス指数、84%）のですから、見直し要件に当たらないことになります。



「国立大学静岡大学の役職員の報酬・給与等についてH23（図2）」によれば、国の給与水準を100として算出した静岡大学の給与水準ラスパイレス指数は83.8です（人事院）。例えば52～55歳の平均年収を比べると国家公務員830万円に対して静岡大640万円と△190万円の格差があります。

3. 「人事院勧告の50歳代の昇給・昇格制度の改正」への対応について

人事院勧告では、50歳代後半層における官民の給与差を解消するとして、「55歳を超える職員の昇格抑制と高位号俸からの昇格対応号俸引き下げ」とし、来年1月から実施するとしています。ラスパイレス指数（静岡大84%）でも明らかのように、上位級定数の不足や昇格基準のしぼりによって国立大学の職員の昇格水準が低く抑えられ、高位号俸からしか昇格できないのが実態です。このように、国家公務員より民間より給与水準は低く抑えられており、単純な官民比較による引き下げはきわめて乱暴だと言わざるを得ません。また国家公務員等の行政職に比べ、国立大学教員の入職年齢が高いことや教育職の職務級の原則に反すること、さらに官民比較による私立大学の教員に比べて給与水準が低いことなどを考慮すれば到底認められません。

<2012年人事院勧告>

○ 50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止（給与法改正）
- ② 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減（人事院規則改正）

全大教からの情報では、2012年人事院勧告は、55歳超の昇給抑制を勧告していましたが、政府は、11月15日に実施された国公労連との交渉の中で「特例減額期間が終了する2014年4月から実施する方向で2013年中に結論を得るものとする」、と回答し、実施は先送りされることとなりました。

組合スキーの集い（木島平）

26回目の今回は、17年ぶりに組合スキー発祥の地・木島平です。
グレンデサイドの宿「ビストロ原宿」に泊まって
スキーを楽しみましょう。



*日程： 2013年1月3日（木）夜・出発～6日（日）夜・帰着

*行き先： 木島平スキー場

*宿泊先： ペンションビストロ原宿

（長野県下高井郡木島平村大字上木島 3881-1 Tel & Fax 0269-82-4090）

*参加費： 大人 30,000円 小学生 20,000円

（往復バス、2泊4食、リフト券なし）

幼児 5,000円（往復バスのみ）

※ 申し込み用紙またはメールにて 11月26日（月）までに
お申し込みください。

※ 参加費は 12月17日（月）までに、書記局までお届けください。



※ 教職員の給与改定（お知らせ）に関する疑義について

第2回目団体交渉（6/13）で大学が提示した「特例期間中、減給支給対象者に対して、期末手当を約10%上乗せして支給する。但し、役員は上乗せ支給しない。」の約束が守られていません。

この「期末手当期別支給割合を引き上げる」ことについて、平成24年9月28日開催の経営協議会において承認され、同年10月10日開催の役員会において決定されました。引上げ率は、11.1%（役員及び臨時特例規定の適用を受けない附属学校園教員は対象外）となっていました。付記されていた支給割合は表1のように一律+0.111（ヶ月）となっていました。

そこで、11月9日の事務折衝において、支給割合の表の誤りを指摘しました。引上げ率11.1%というのは、例えば一般職員の場合改正前の1.375（ヶ月）に1.111を掛けたもの $[1.375 \times 1.111 = 1.528]$ であり、改正後は表2となると申し入れました。

これに対して、「大学側からは、お知らせの「引上げ率：11.1%」が問題となっていますが、これは引き上げる率が11.1%ということです。従いまして支給割合欄の改正後の欄に+（0.111）となっているものです。」という了解不能な回答がありました。

支給割合が1.528から1.486と0.042（ヶ月）引き下げられることは、基本給40万円なら16,800円の減額となります。臨時特例法によって給与が引き下げられた職員に対して、「モチベーションの向上（大学説明）」といいながら、このようなことをされては信頼関係の構築ができません。誤りを正す誠意ある行動を要求します。

	改正前	改正後
一般職員	1.375	1.486（+0.111）
特定幹部職員	1.175	1.286（+0.111）
特別職基本給適用職員	0.775	0.886（+0.111）

表1 大学側が示した支給割合（+0.111ヶ月）

	改正前	改正後
一般職員	1.375	1.528（ $\times 1.111$ ）
特定幹部職員	1.175	1.305（ $\times 1.111$ ）
特別職基本給適用職員	0.775	0.861（ $\times 1.111$ ）

表2 組合側が正した支給割合（ $\times 1.111$ ヶ月）

その後、大学は11月21日に、数値の修正ではなく、教職員へのお知らせの文言の変更を提案してきました

一緒に「働きがいのある職場」、「安心して働ける職場」について取り組んでいきませんか。

静岡大学教職員組合加入申込書

静岡大学教職員組合執行委員長 殿

年 月 日

私は静岡大学教職員組合に加入を申し込みます。

氏名		部局	
職種		内線	
メールアドレス	※加入後、お問い合わせしたいことがありますので、内線、メールアドレスなど必ずご記入ください。		
ご意見ご要望などお書きください。			